

京都市消防局訓令乙第 2 号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局警防規程の一部を次のように改正する。

平成 20 年 5 月 28 日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

別表第 2 備考以外の部分中

特別消防対象物火災出動計画  
危険物火災出動計画  
地下火災出動計画  
集団救急救助出動計画  
高速道路集団救急救助出動計画  
特殊災害出動計画

を

特別消防対象物火災出動計画  
危険物火災出動計画  
地下火災出動計画  
集団救急救助出動計画  
高速道路集団救急救助出動計画  
特殊災害出動計画  
高速道路トンネル特殊災害出動計画

に改め、同表備考 3 中「京都縦貫自動車

道」の右に「及び阪神高速 8 号京都線」を加える。

附 則

この訓令は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)